

令和元年10月12日に発生した令和元年台風第19号による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱

令和元年12月19日
告示第368号

改正 令和3年10月28日告示第582号 令和4年11月28日告示第589号

令和元年10月12日に発生した令和元年台風第19号による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱を次のとおり定め、令和元年10月12日以後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用します。

令和元年10月12日に発生した令和元年台風第19号により県内で住宅に被害を受けた者が、県内において独立行政法人住宅金融支援機構又は金融機関から災害復興住宅資金（令和4年11月30日以前に独立行政法人住宅金融支援機構に対し申込みを行った又は金融機関から貸付けを受けた災害復興住宅資金に限る。）の貸付けを受けて行う災害復興住宅の建設等に要する経費に対する補助金に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱（昭和57年長野県告示第740号）第4の規定の適用については、同第4中「1.5パーセント未満の場合にあっては、1.5パーセント」とあるのは、「災害復興住宅資金の年利率から1.25パーセントを控除した率が0パーセントを下回る場合にあっては、0パーセント」とし、「災害復興住宅資金の償還開始時における年利率から控除した年利率」とあるのは、「災害復興住宅資金の償還開始時における年利率から控除した年利率（控除した年利率が0.6パーセントを超える場合にあっては、0.6パーセントとする）」とする。

前 文（抄）（令和3年10月28日告示第582号）

令和3年10月13日以降に独立行政法人住宅金融支援機構に対し申込みを行った機構資金に係る補助金から適用します。